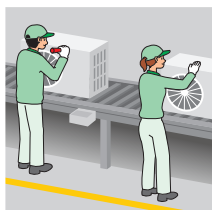


労保連 労働災害保険

— さまざまな労働災害のリスクに備える —



労働者の方が労災事故にあったときの「政府労災保険」の上乗せ保険です。

労保連労働災害保険 6つの特長

- 1 労働基準監督署長の支給決定を受けた業務上災害・通勤災害について補償します。
(例外として、一部の災害は補償対象外)
- 2 労働災害による休業・障害・死亡を補償、ご契約パターンは9種類から選択できます。
(休業補償を含まないご契約パターンも別途9種類用意)
- 3 取扱事務組合の委託事業場であれば、審査なしで契約申込できます。
(反社会的勢力・団体からの契約申込は不受理)
- 4 労働者であれば正社員はもちろん、契約社員・パートタイマー・アルバイト等も補償されます。
(政府労災保険の特別加入者も加入可能)
- 5 保険料は損金・必要経費に算入でき、一定要件により継続契約による割引があります。
(賃金総額を基に業種ごとの保険料率により算出 ※)
- 6 保険金は被災労働者の給付基礎日額を基に計算されます。
(請求書類を受理した翌日から原則30日以内に支給)

建設業の皆様には、
さらに2つ!

- 7 公共工事入札のための「経営事項審査」において15点が加点されます。
- 8 下請工事の労災事故を補償する「下請事業担保特約」があります。

保険料 ※

年間保険料の計算式 〈 保険期間: 8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時まで 〉

年間保険料^(途中契約は月割計算)_(10円未満切捨) = 労働者年間賃金総額 + 特別加入者年間賃金総額^(1,000円未満切捨) × 業種別保険料率

保険料の計算例 1

●業種コード35(建築事業) I型A・I型Bの2口(脳心疾患等の補償あり)
●労働者年間賃金総額3,924千円、特別加入者1名(給付基礎日額10,000円)

労働者年間賃金総額……………3,924千円
+ 特別加入者年間賃金総額……………3,650千円 [給付基礎日額10,000円×365日]
賃金総額合計……………7,574千円

年間保険料(I型A): 7,574 × 6.181 = 46,810円 (10円未満切捨)
+ 年間保険料(I型B): 7,574 × 3.328 = 25,200円 (10円未満切捨)
年間保険料(I型A・I型B): = 72,010円

保険料の計算例 2

●業種コード94(その他の各種事業) III型A・III型B・III型Bの3口(脳心疾患等の補償あり)
●労働者年間賃金総額32,433千円、特別加入者1名(給付基礎日額5,000円)

労働者年間賃金総額……………32,433千円
+ 特別加入者年間賃金総額……………1,825千円 [給付基礎日額5,000円×365日]
賃金総額合計……………34,258千円

年間保険料(III型A): 34,258 × 0.604 = 20,690円 (10円未満切捨)
+ 年間保険料(III型B): 34,258 × 0.426 = 14,590円 (10円未満切捨)
+ 年間保険料(III型B): 34,258 × 0.426 = 14,590円 (10円未満切捨)
年間保険料(III型A・III型B・III型B): = 49,870円

保険料のお見積りも対応いたしますので、まずはご相談ください。



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

全国労保連は、労働保険制度の健全な発展及び労働者の福祉の向上に寄与することを目的とした団体で、労働保険事務組合約7,700を会員とし、47都道府県に支部を置く全国組織です。

補償内容

被災労働者の政府労災保険の給付基礎日額を基に、4日以上の休業、後遺障害及び死亡を補償します。

休業 保険金	被災労働者が休業したとき、待期間3日間を除き、休業期間4日目から全期間、1,092日(3年間)を限度に、給付基礎日額の20%をお支払 政府労災保険80%(特別支給金20%含)支給と合わせると100%収入を確保 支払例 被災労働者の給付基礎日額:10,000円、休業日数:30日 パターン(1口:Ⅲ型A) 60,000円=10,000円×2/10×30日
障害 保険金	被災労働者が障害の認定を受けたとき、政府労災保険で定める第1級から第14級までの障害等級に応じて、ご契約パターンで定める日数に給付基礎日額を乗じた額をお支払 支払例 被災労働者の給付基礎日額:10,000円、障害等級:10級 パターン(3口:Ⅲ型A・Ⅲ型B・Ⅲ型B) 6,000,000円=10,000円×600日
死亡 保険金	被災労働者が死亡したとき、ご契約パターンで定める日数(最高3,000日)に給付基礎日額を乗じた額をお支払 死亡保険金とは別に、一律30万円の死亡弔慰金を併せてお支払 支払例 被災労働者の給付基礎日額:10,000円 パターン(3口:Ⅲ型B・Ⅲ型B・Ⅲ型B) 30,300,000円=10,000円×3,000日+300,000円(死亡弔慰金)

保険金の請求の流れ



- このチラシは保険の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。下記事務組合または全国労保連にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険契約についての重要な情報が記載されている「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)」を、事前に必ずお読みください。

労働災害保険取扱事務組合

お問い合わせ先

- 商品・契約内容に関するお問い合わせ
 - 事故の受付・ご相談
 - ご不満・ご要望のお申し出
- 一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会
労働災害保険課 TEL. 03-3234-1483



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル

TEL. 03-3234-1481 FAX. 03-3234-8880